

指導医療官(医科担当)の募集

～育児や介護との両立がしやすい勤務条件となっています～

厚生労働省東海北陸厚生局では、病院・診療所の診療報酬の請求の内容について、医学上の専門的見地から、指導・監査を行う**医師**を募集しています。

【指導医療官の主な業務内容】

- 新規に登録した病院の勤務医や、新規に開業した医療機関に対する保険診療の仕組み等の指導・助言
- 個別の保険医療機関に対する診療内容やレセプトの指導等
- 診療内容に疑義が生じた場合の指導・監査 等

採用の条件等

- 医師免許を有する者で、5年以上の臨床経験を有し、保険医の登録がある者（65歳未満）

（定年66歳後、最長3年間(69歳となる年度末まで)の勤務延長が可能）^(注)

(注) 令和5年度から定年65歳が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に70歳となります。また、令和13年度以降は、最長で73歳になった年度の3月31日まで勤務延長の可能性がります。

- 給与：人事院規則等に基づき、経歴等を勘案して決定

- 勤務時間：原則、8時30分～17時15分 常勤

（休日：土、日、祝日及び年末年始。ほか、各種年休(1時間単位での取得も可能。)、フレックスタイム制、育児短時間勤務等あり）

- 勤務先：三重事務所

（希望勤務先以外への異動はありません。）

- 兼業：臨床技術の維持等のために条件付きで担当区域以外の医療機関での診療行為の有報酬兼業が可能



詳しくは、下記まで
お問い合わせ下さい。

問い合わせ先



- 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎1号館6階
☎052-228-6192 管理課



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省東海北陸厚生局